

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」

補論：調査方法とその記述統計

周 燕飛

(国立社会保障・人口問題研究所)

一、研究方法と調査対象

Focus Group Discussion(FGD)とは、焦点を絞ったテーマについて、ある一定の共通点を持つ被験者で構成されたグループで議論を行う質的調査方法である。また、議論を円滑に進行させるため、一グループの参加者数は5人前後が適切だと言われている。

本研究は、4歳未満の子どもを持つ母親たちを対象にして、彼女らの出産、育児、保育サービス、就業選択等の問題に関する感情、態度と考え方を引き出そうとした。様々な保育者階層・グループの意識を探るために、東京都内と東京の近郊にある三つの地域の女性保育者を対象に地域広報誌、保育情報のメーリングリスト、チラシ等で参加者を募集した。三つの地域とは、千葉県A地区、神奈川県B地区と東京都心部C地区である。

千葉県A地区東京近郊で都心への通勤が便利である半面、地価や賃貸マンションの価格が比較的安いため、小さい子どもを持つ勤労者世帯が多く住んでいる。また、船橋市は保育サービスが充実している地域でもある。平成13年12月時点において、船橋市内の保育所の入所定員6,039人に対し、入所児童数は6,026人で、全体の定員充足率はほぼ100%であった。また、市全体の待機児童数（親が求職中の人に含む）は89人で、待機児率（待機児童数/入所児童数）は1.5%である。そのうち千葉県A地区は入所定員弾力化の模範地域であり、平成13年現在入所定員率は厚生労働省が決めた上限の125%に達している。千葉県A地区の待機児童数は約30人だった。¹

一方、神奈川県のB地区は東京近郊で都心に通うホワイトカラーが多く住む地域である。しかし、B地区の保育事情はA地区よりかなり厳しい。平成13年時点において、B地区的所属市全体の待機児数は1,585人おり（平成12年の待機児童数は全国4位）、待機児率は15.3%であった。そのうち、B地区的保育所定員1,295人に対し、入所者数は1,271人、待機児童数は304人、待機児率は23.9%であった²。

最後に、東京都心部C地区は、職場に近くや生活が便利な点から地価が高く、共働き世帯が多い。平成11年10月時点において、東京都23区の保育所定員数は152,691人、入所児童数は147,134人、待機児数は12,213人、待機率は8.3%であった³。しかし、東京都心

¹ データ出所：千葉県F市役所保育課調べ。

² データ出所：神奈川県K市児童部調べ。23.9%という待機児率は申し込みはしたが入所できなかった子ども数に対する入所児童数の比率である。一方、K市が定義した待機児率は10.9%だった。URLアドレス：<http://www.kinet.or.jp/hoiku/data01/0709taiki.html>

³ データ出所：東京都調べ。URLアドレス：<http://homepage1.nifty.com/tokyo-fuboren/sub7.htm>

部の中でも、足立区、世田谷区と江戸川区の待機児童数は特に多く、平成12年ではそれぞれ全国で3位、8位と10位を占めている（厚生省児童家庭局保育課調べ）。

二、応募状況とグループ分け

研究班は、千葉県A地区と神奈川県B地区には主に地域広報誌（ぱど）、東京都心部には生活情報誌（サンケイリビング）と「保育園を考える親の会」のメーリングリストを併用した方法で参加者を募集した。その結果、千葉県A地区、神奈川県B地区と東京都心部⁴ではそれぞれ23人、26人と15人が電話やメールで応募し、我々が事前に準備したプロフィルシートに回答してもらった。我々は応募者の学歴、就業状況と保育園の利用状態によって千葉県A地区と神奈川県B地区ではそれぞれ2グループ、東京都23区には1グループを作った。日程と人数調整の結果、それぞれのグループの参加者を5名前後に限定した。詳細は表1を参照。

表1 FGDの基本状況

	実施日	実施場所	募集方法	応募者数	参加者数	グループの特徴
1回目	9月4日	公民館	地域広報誌（ぱど）、チラシ、町の掲示板	23人	6人	短大高卒・専業主婦・非保育園利用者
2回目	9月6日	公民館			4人	大卒・専業主婦・非保育園利用者
3回目	10月9日	文化センター	地域広報誌（ぱど）、友人の紹介	26人	5人	大卒・共働き・保育園利用者
4回目	10月23日	文化センター			5人	短大高卒・専業主婦・非保育園利用者
5回目	10月20日	公民館	地域広報誌（リビング、ベネッセ）、ML、チラシ	15人	5人	短大大卒・共働き・保育園利用者

注：(1)MLとは、「保育園を考える親の会」会員専用のメーリングリストを指している。(2)会議時間はすべて2時間前後。(3)10月9日の宮前区グループは東京都世田谷区からの参加者2名を含む。

グループ分けの基準は、被験者本人およびその配偶者の学歴、就業状態と保育園の利用状況である。表1で示したように、応募者は3つの専業主婦グループ、2つの共働きグループに分けた。また、専業主婦グループは学歴によって大卒グループと短大高卒グループに分けた。さらに、地域による違いを把握するために、短大高卒・専業主婦グループを西船橋と宮前区の2ヶ所で作ってみた。共働きグループの参加者を学歴別に見ると、東京グル

⁴東京都の応募状況は、世田谷区6名、目黒区3名、その他6名であった。

ープは短大卒 2 名と四年制大学卒 3 名から成るが、宮前区の共働きグループは大卒 4 名と短大卒 1 名から成っている。

三、FGD の進行方法

会議の前に、参加者には簡単なアンケート回答をお願いした。会議の進行方法は、まずモデレーター（司会役）がスタッフの紹介を行い、当日の予定、ベビーシッターの利用方法、調査目的、フリートークの方法等を説明した。そして次のような議題を提起し、参加者に自由に議論してもらった（場合によって、質問の順番と内容が異なることもある）。

- 議題 1： みなさんの平均的な平日の 1 日はどう過ごしていたのか？
- 議題 2： 保育の支援ネットに対する認識度と利用度はどのくらいあるのか？
- 議題 3： 就労意欲の有無、就労意欲を支える条件、育児と就労の関係の認識（優先順位等）
- 議題 4： 求める保育サービスはどのようなものであるのか？
- 議題 5： 理想な子どもの数と現実の子ども数にギャップはあるのか？なぜあるのか？
- 議題 6： 子育てにおける男女の役割分担をどう認識しているのか？

四、応募者（64 人）と FGD 参加者（25 人）に関する記述統計

応募者の平均年齢は 32.7 歳であり、その配偶者は 34.8 歳である。夫婦の平均年齢差は 2.17 歳である。夫婦の平均教育年数はそれぞれ 14.7 年と 14.1 年であり、両者に正の相関関係が観察される（相関係数 $r=0.508$ ）。

また、募集方法が影響している可能性もあるが、応募者の 64% は無職の専業主婦であった。しかし、彼女らの中で過去に就業経験がある者は 95.3% にもなる。退職してからの経過年数は平均して 53.9 ヶ月（約 4 年半）である。応募者の中で保育所を利用した者は、認可保育園と認可外保育園でそれぞれ 13 人(20.3%)と 12 人(18.8%)、両方とも利用していた者は 2 人であった。

65 人の中から選ばれた 25 人の平均年齢は 32.9 歳、その配偶者は 35.8 歳だった。現在住宅ローンを抱えている者は 74% を占めた。一方、住宅ローン返済がなく民間借家と社宅に住んでいる者はそれぞれ 4 人いた。参加者全員が就労の経験を持つが、現在無職なのは 15 人、現在正社員として働いているのは 4 人、パートとアルバイト 3 人、在宅勤務（SOHO）1 人、育児休業中 1 人だった。表 2 は現在無職の女性の退職前の職業と就業女性の現在の職業を比較したものである。専業主婦の退職前の職業は主として事務職である一方、現在就業中の女性では専門職が 5 人、次いで事務職(2 人)が多い。また、専業主婦のうち、退職する前には正社員であった者は 9 人で、パートとアルバイトであった者は 4 人だった。一方、就業女性の雇用形態は正社員 4 人、パートとアルバイト 3 人、その他 2 人。専業主婦グループと就業女性グループの経済状況を比較してみると、就業女性グループの世帯年収は前者の約 1.6 倍で、経済的にゆとりを持つ世帯の割合が多いと言える。

第2章

子ども関係の国際比較

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」

子ども関係社会保障給付費の規模及び内容の国際比較

勝又 幸子

(国立社会保障・人口問題研究所)

I. はじめに

「受給と負担のバランス」をとるべきであるとの議論が世代間の公平な分配とはなにかという大きな問い合わせを社会に問い合わせ始めたのはいつの頃からだっただろうか。「社会保障給付費」の公表において『高齢者関係給付費』という分類の費用を公表し始めたのが、昭和58年度からだった。「老人医療費無料化」を行った『福祉元年』1973年を原点として多くの資源が高齢者のために費やされてきた。直近のデータ（平成11年度）では全社会保障給付費の67.1%を占めるにいたっている。一方、少子化の傾向が社会的に顕在化してきて以来「子ども関係給付費」のような、高齢者関係給付費と比較することのできる費用の分類を求める声が出てきて、『児童・家族関係給付費』という新たな分類の費用を公表し始めたのは2年前の2000年（平成10年度社会保障給付費）からである。しかし、『高齢者関係給付費』と『児童・家族関係給付費』は、後者が「医療給付費」を含んでいないため正確なところ対峙する費用概念にはなりえていない。¹

国際比較の視点からは、1990年代にはいって、OECD ILO EUROSTATなどの国際機関が競って新しい枠組みでの社会費用統計を公表し、「機能別分類」という考え方の上にたって、「老齢」「家族」という枠組みで、高齢者と子どもの社会支出をとらえようとする試みが活発になっていった。その背後には社会的資源配分について、各國においても国民が関心を寄せていたという事実がある。本論では、直近のOECDデータをもとに、各國の「家族」に関する費用の比較をおこなった。マクロデータから見えてくるものには限界があるが、一国が「家族」機能をどのようにとらえ、そこにどれだけの資源を投入しているかを知る手がかりとなる。

II. 機能別分類における「家族」支出の定義

¹ 勝又（2000）日本のどこも医療費についても暫定的な推計をおこなっているが、老人保健のような給付対象を年齢で区切ったデータは児童の場合存在しないため、市町村において頻繁におこなわれている「乳幼児医療費無料」や「未就学児医療費無料」などの背後にある公費医療負担の推計が困難である。

機能別分類という費用構造を最初に提案したのは、EUROSTATの社会保護支出統計である。OECD-ILoがその方法を取り入れる形で現在の国際比較統計はなりたっている。しかし、それぞれの国際機関は独自色をだすために、同一の機能別区分になつてない。にもかかわらず独自定義を使わずEUROSTATの定義を導入しているのは、1996年EUROSTATが社会保護支出の費用区分を詳細に定義した「マニュアル」の作成にこぎつけたという事実とOECD-ILoが、EU加盟国のデータについてEUROSTAT事務局からのデータ提供に依存しているという実務的な事実にその理由を推測することができる。

ここで使用するOECD社会支出データベース(2001)においては、「家族」機能が現金給付と現物給付の2つの機能に分割されている。

「家族現金給付と家族現物給付には、家族（単身世帯を除く）にたいする援助支出を含む。これらには多くの場合子供の養育やその他の被扶養家族世帯員の援助の費用を含む。両親手当や育児休業などの給付は「家族現金給付」のサブカテゴリー(7.6)にそれぞれの費用別に分類されている。7.1 子供に対する家族手当 7.2 家族支援手当 7.3 子供以外の扶養家族員への給付 7.4 単親世帯への現金給付 7.5 家族のその他の給付 7.6 両親手当や育児休業給付

「家族現物給付」のサブカテゴリーは次のようになっている。8.1 制度的ディケア 8.2 個人的サービス 8.3 家事サービス 8.4 前述以外の家族現物給付」OECD(2001)² それぞれのサブカテゴリーになにを含むかについては、OECDではEUROSTATのマニュアル(1996)に準拠するとしか記していない。EUROSTATでは、「家族／育児給付」として1本化して、そのサブカテゴリーに現金と現物の区別をおこなっている。以下*参考*として、EUROSTATのマニュアル(1996)の該当部分を引用する。

参考

64 家族／育児機能には、次の給付が含まれる。

- － 育児のための家計に対する財政支援を提供する給付。
- － 子以外の親族を援助する者に対する財政支援を提供する給付。
- － 家族、とくに子の援助・保護を特定目的とする社会サービスを提供する給付。

² OECD SOCX2001のCD-ROMに掲載されている解説ファイルより筆者翻訳。

表E：家族／育児機能の給付の分類

現金給付

出産の場合の所得維持給付
出産給付金
育児休暇給付
家族手当または育児手当
その他の現金給付

現物給付

託児サービス
施設収容
ホームヘルパー
その他の現物給付

6.2 紙付種類の説明

6.2.1 現金給付

65 出産の場合の所得維持給付：出産前および（または）出産後の期間中の出産に関連するまたは養子縁組に関連する欠勤による所得喪失について保護対象者に補償する目的の一
律または所得比例の支給金。この給付は父親に支給することもある。

この給付は、自治的社會保護制度が支給することがあるが、欠勤中の賃金・給与の継続支
給として使用者も提供する。この支給金の額に関する管理データのない場合は、労務費
調査など他の情報源に基づいて推計しなければならない。

66 出産給付金：出産または養子縁組の場合に通例一括払いまたは分割払いで支給される
給付。

67 育児休暇給付：通例若年の子の養育のため就労の中止または就労時間の減少が生じる
場合に母親または父親に支給される給付。

68 家族手当または育児手当：子の養育費を援助するための被扶養の子を持つ家計の一員
に対する定期的支給金。

69 その他の現金給付：家計を支援しかつ具体的な費用（片親世帯や障害児のいる世帯の
特定ニーズから生じる費用など）の支払いを援助するため家族手当とは別個に支給される
給付。

6.2.2 現物給付

70 託児サービス：例えば託児所で一日または一日の一部の期間就学前の子に提供される
施設収容および食事サービス。一日の期間子を世話する看護婦の支払いに対する財政支援
も、ここに含まれる。使用者の提供する託児サービスは、第1部第20節～第23節に従つ
て考慮に入れない。

71 施設収容：永続的に子および世帯（例えば老人ホームや養家の）に提供される施設収
容および食事サービス。

72 ホームヘルパー：子および（または）子を世話する者に自宅で提供される財およびサ

ービス。

73 その他の現物給付：世帯、若年者または子に提供される種々の財およびサービス（休暇・レジャー・センター）、明示的に社会保護のため提供される子または大家族に対する値引き、料金割引、運賃割引などを含む。このカテゴリーには家族計画サービスも含む。

III. 「家族」機能の国際比較

国際機関の比較を「家族」についておこなった先行研究としては、浅野（2001）がある。浅野は家族/児童給付の特徴を EUROSTAT（欧州連合統計局）と OECD（経済協力開発機構）それぞれの分析枠組みの中で比較した。

浅野の発見した事実は大きく言って次の3点である。

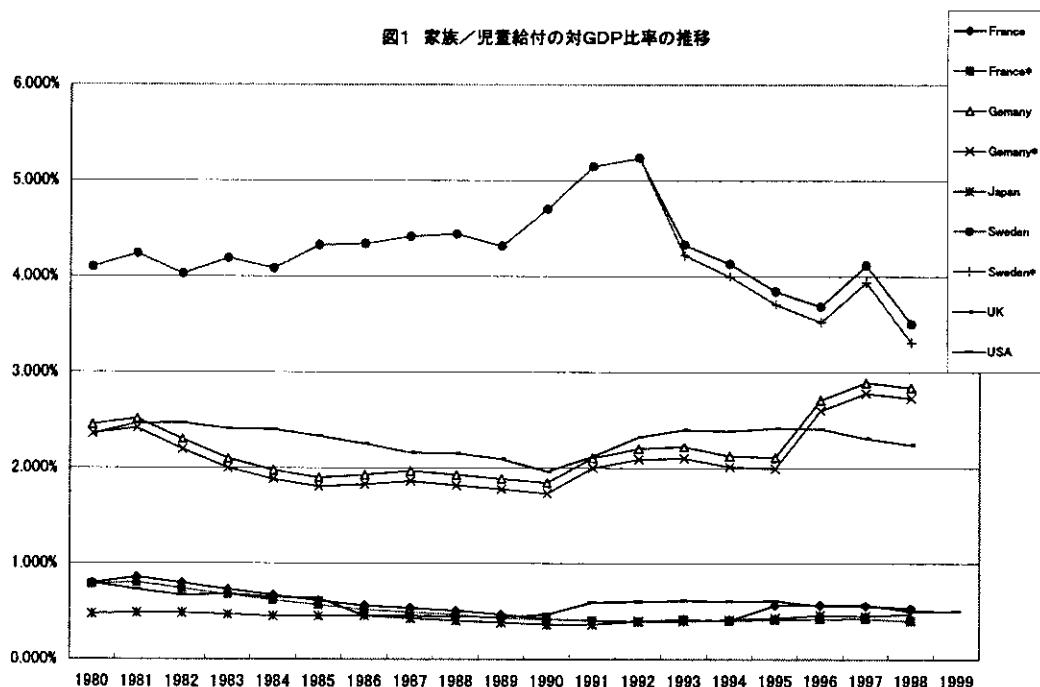
- ① いずれの国際比較においても日本の家族/児童給付は比較した先進5カ国（米、スウェーデン、独、仏、英）に比べて規模が極端に小さい。
- ② ミーンズテスト（資力調査）の有無で給付を分類すると、EU諸国ではスウェーデンの給付の99%がミーンズテスト無しである一方、その他の国では60～70%にとどまっている。
- ③ OECDの資料からは、給付形態で現金か現物かの配分を各国別にみることができ、日本とアメリカは半々、他の国々は現金給付の方が大きいがスウェーデンが55%対45%、ドイツが62%対38%、イギリスが79%対21%、フランスは85%対15%と違いがある。

IV. 時系列でみた「家族」機能給付の動向

1980年以降の家族機能の給付の増減を OECD SOCX2001 で観察した。ここでは、家族現金給付と家族現物給付を合計したものを比較費用として用いている。便宜的にこの費用を「家族／児童給付」と呼ぶ。

1. 総額の推移

図1 家族／児童給付の対GDP比率の推移

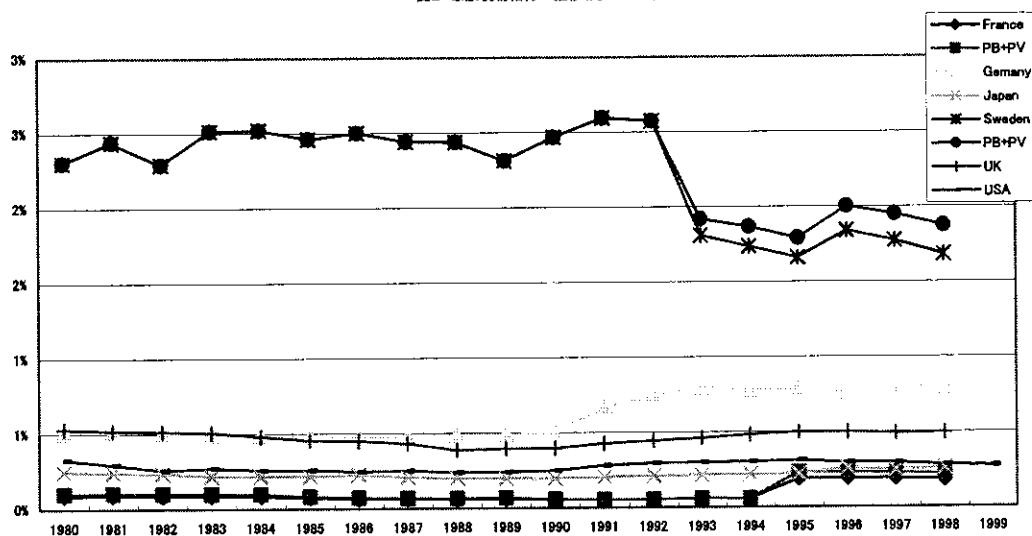


このグラフから第一に言えることは、大きくわけて3つのグループ分けが出来ているということである。すなわち、高水準の国（スウェーデン）と中水準の国（イギリスとドイツ）そして低水準の国（フランス、アメリカ、日本）である。

2. 現物給付の推移

家族の現物給付だけの動向を見ると、1993年のスウェーデンの動きを例外として、ここに示したすべての国々においては増加傾向にあることが分かる。（図2家族現物給付の推移（対GDP比率））

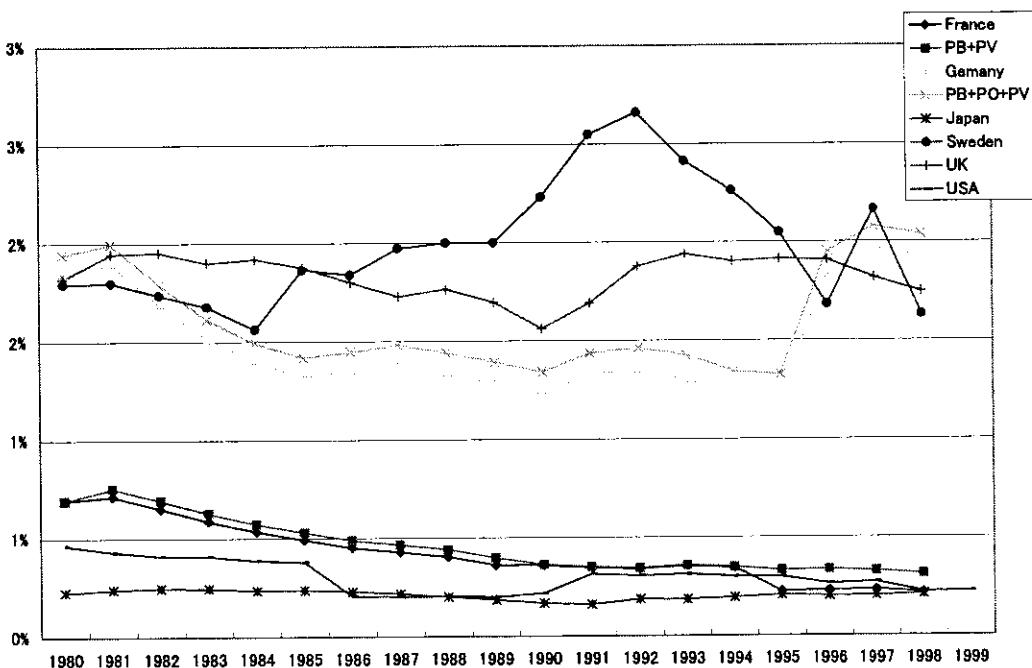
図2 家族現物給付の推移(対GDP比率)



3. 現金給付の推移

現金給付においては、ドイツにおける1990年以降の増加が著しく、スウェーデンと米国にお手上昇傾向が見られる以外は、変化が無かった。

図3 家族現金給付の推移(対GDP比率)



V. OECD 社会支出を時系列で検討するときに留意点

- 1) 時系列データは、統計資料の基データの制約をうける。例えば、OECD 社会支出は、欧洲連合の諸国については、EUROSTAT の数値を基盤としている。その場合、1994年以前と以後では EUROSTAT 自体の定義の変更により、段差が生じている。たとえば、フランスにおける現物給付の数値やスウェーデンにおける現物給付の1992年以降の数値はこの定義の変更が影響したものと推測できる。
- 2) 制度の変更による、数値の計上場所の変更にも留意する必要がある。たとえばアメリカにおける AFDC の改革によって、改革以前は就労手当は家族ではなく失業給付に計上されていたのが、改革以降すなわち TANF に変更になってからは、家族の現金給付へと移動になったというような場合である。
- 3) また、今までの経験では残念ながら SOCX の各国別表には誤植が多い。例えば 2001 年版でもスウェーデンの家族現金給付のうち Maintenance Allowance が 1997 年だけ急に上昇していることは奇異であり、ワークシートを見るとその原因がおそらく数値入力ミスによるものであることが推測できた。

VI. 日本の家族（現金・現物）給付の時系列変化

図2と図3をみてもわかるように、諸外国では過去20年の間に、家族給付の動向になんらかの変化が見られる国が多いが、日本の場合低水準安定で変化が見られなかった。この事実は、過去20年間に日本では、思い切った「家族」給付の改革が行われてこなかつたことを意味しているのだと思う。

これらの特徴をどのように考えればよいだろうか。過去の日本の人口年齢構造について考えるために「表1 従属人口指数の推移」を参考にすると、少子化が徐々に進行していた1975年以降の時期に、高齢化に偏った政策制度が導入されすぎていたのではないかと推測できる。少子化がはじめて社会的に問題にされたのが 1.57 ショックの 1989 年だったが、諸外国は出生率がそこまで落ちてしまわぬうちに様々な家族支援政策を打ち出してきたのではないか。それが、家族に給付の変化に現れているのではないだろうか。

フランスは 1983 年に 1.79 まで落ち込んだ出生率を 1986 年には 1.85 まで回復させてい る。スウェーデンも 1978 年に 1.60 まで下落した出生率を 1990 年には 2.11 まで回復させ ている。ドイツさえ、東西の統合後落ち込んだ出生率を 1994 年 1.24 から 1997 年には 1.37 まで回復させているのである。日本について出生率だけをみると、1.57 ショックの 1989 年以降いちども回復せず確実に下がり続けている。

表1 従属人口指数の推移表1 従属人口指数の推移

	従属人口指数	年少人口指数	老年人口指数	老年化指数
1955	63.1	54.4	8.7	16.0
1960	55.7	46.8	8.9	19.0
1965	46.8	37.6	9.2	24.5
1970	44.9	34.7	10.2	29.4
1975	47.6	35.9	11.7	32.6
1980	48.4	34.9	13.5	38.7
1985	46.7	31.6	15.1	47.8
1990	43.5	26.2	17.3	66.0
1995	43.9	23.0	20.9	90.9
2000	46.9	21.4	25.5	119.1
2005	51.0	21.0	30.0	143.2
2010	56.1	20.9	35.2	168.3
2015	63.4	21.0	42.4	202.3
2020	66.7	20.3	46.4	228.9
2025	67.5	19.5	48.0	246.5
2030	69.0	19.0	50.0	262.8
2035	72.4	19.1	53.3	279.7
2040	79.3	19.7	59.6	302.3
2045	83.8	20.1	63.7	317.7
2050	86.7	20.1	66.5	330.8

注)従属人口指数とは、人口を年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)とし、生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の比率。

年少人口指数とは、年少人口の生産年齢人口に対する比率。

老年人口指数とは、老年人口の生産年齢人口に対する比率。

老年化指数とは、老年人口の生産年齢人口に対する比率。

資料：国勢調査と2002年1月将来推計人口

VII. 今後の研究課題

各国の費用を制度名まで落としたサブカテゴリーで観察することが重要である。また、家族給付について知りたい場合も、家族だけを観察しているのでは不十分である。家族や扶養家族員への給付という観点からは、「老齢」と「遺族」は機能的にオーバーラップしている部分が多い。ただし、それぞれの国の制度改革と費用統計の関係は明らかな場合だけではなく、各国が提出した脚注においても必ずしも解明できるものではない。日本との2国間の比較において、詳細な比較が必要とされる。本研究の14年度報告書では、各の制度改革と費用の動きが連動しているかどうかの検証をおこないたい。

【参考文献】

勝又幸子 (2000) 社会保障費用からみた「少子高齢社会」、季刊社会保障研究、第36巻第1号、56-66頁。

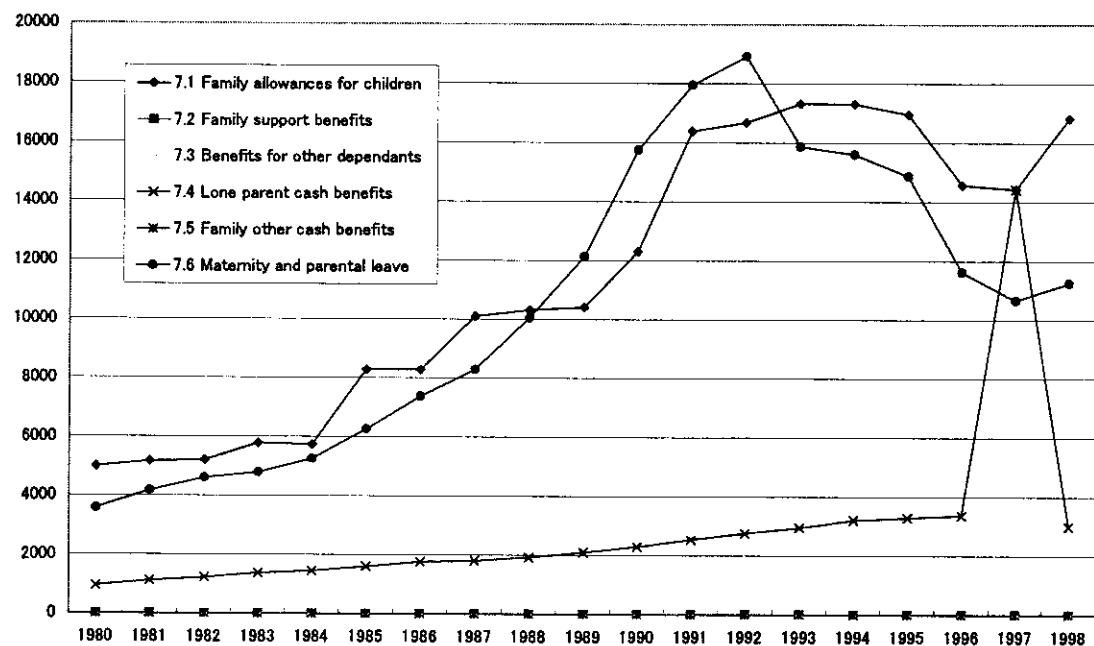
浅野仁子 (2001) 社会保障費の国際比較—基礎統計の解説と分析—、海外社会保障研究、

第134号、93-111頁。

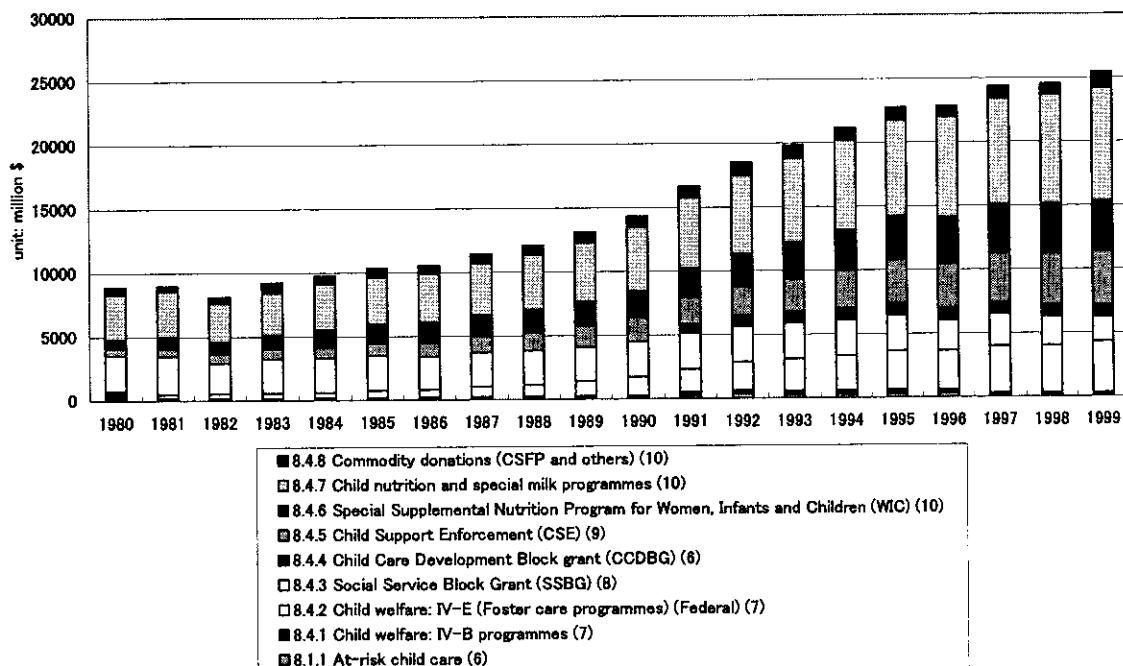
OECD (2002) Social Expenditure Database 1980-1998 2001 3rd Edition
EUROSTAT, ESSPROS MANUAL 1996

【参考図】

参考図 スウェーデンの家族現金給付の推移

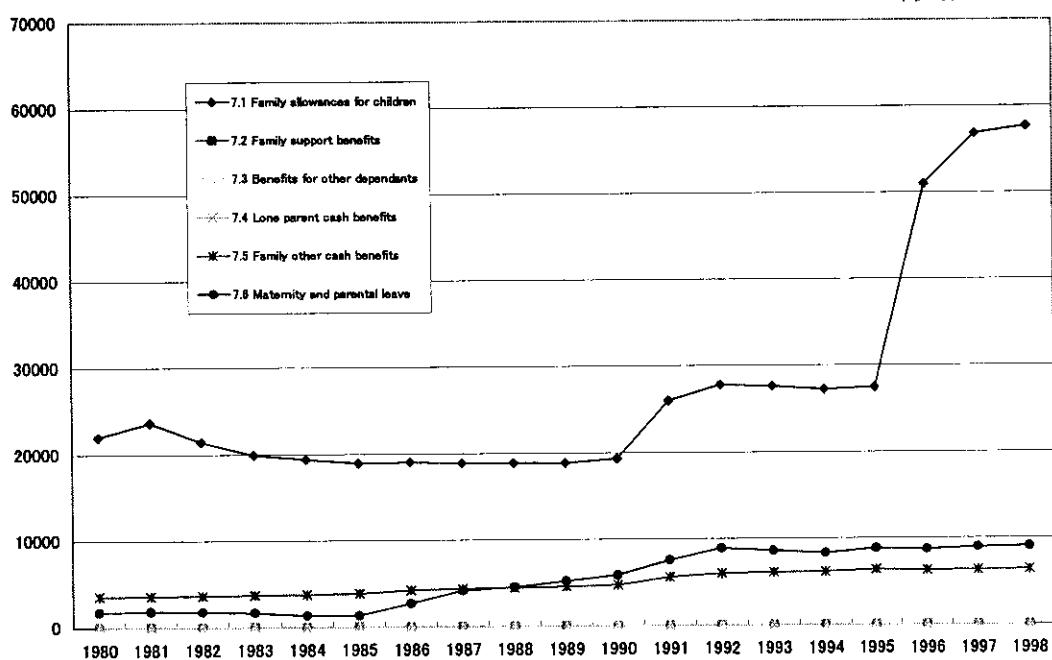


参考図 アメリカ家族給付



ドイツ 家族現金給付の推移

単位:百万マルク



厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」

アメリカにおける移民児童の貧困と公的扶助： ネイティブ児童との比較から*

千年よしみ

(国立社会保障・人口問題研究所)

2002年3月31日

1. 目的

1990年代後半の米国は90年代初頭の不景気から脱し、貧困者数・貧困率共に減少傾向にあった(Census Bureau 1999)。それにもかかわらず、依然として米国における児童の貧困率の高さは先進諸国の中でも群を抜いている。UNICEFが行った児童の貧困に関する国際比較によると、米国における児童の貧困率は22.4パーセントに達しており、データのあるOECD加盟諸国の中ではメキシコを除き一番高い(UNICEF 2000)¹。米国国内においても児童の貧困率は18.9パーセントどの年齢別グループよりも高く、高齢者²の貧困率(10.5%)の約2倍である(Census Bureau 1999)。90年代後半の好景気により、貧困児童数・児童貧困率共に減少しているものの、1998年時点での貧困人口全体の約4割を児童が占めている(Census Bureau 1999)。

米国において、児童の貧困を対象とした研究は様々な角度から試みられている。例えば母子家庭など世帯構造に焦点を当てた研究(Jensen et al. 1993)、エスニックグループ別の貧困状況を比較した研究(Eggebeen and Lichter 1991)、都市部・非都市部などの地域区分による児童貧困率の違いに注目した研究(Lichter and Eggebeen 1992; Jensen and Eggebeen 1994)等が挙げられる。しかし、移民の子どもたちの貧困を対象とした研究特に世代ごとの比較を試みた研究は、移民数が増加の一途をたどっているにもかかわらず

* 本稿は厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」(主任研究者:勝又幸子、平成13年度~14年度)の一環として行われたものである。

¹ ここで、貧困率はそれぞれの国における世帯所得中央値の50%よりも低い世帯に属する子どもの割合を指している。

² 65歳以上の者を指す。

数少ない。

もちろん移民及び移民世帯の貧困と公的扶助に関する研究は、「移民国家」を自認する米国においては数多くなされてきた (Borjas and Trejo 1990; Hao and Kawano 2001; Jensen 1988; Smith and Edmonston 1998)。特に 1965 年移民法改正以降、移民流入数の増加、移民構成の変化が指摘されるようになると (Keely 1975)、移民の貧困が研究対象として注目を浴びるようになった。しかし、これらの研究は対象を移民本人である第一世代の成人や移民世帯に絞っており、彼らの子ども達については焦点を当てていない。移民の子どもに焦点をあてても、そのほとんどは児童自身が外国生まれの第一世代のみを対象としている (Fix and Passel 2002)。今日、外国生まれの第一世代児童・アメリカ生まれの第二世代児童を合わせた移民児童人口は急激に増加しており、1997 年時点において児童人口³の 5 人に 1 人 (1,400 万人) が移民児童と推計されている (Jensen 2001)。移民の児童人口が無視できない規模になりつつあるにもかかわらず、移民第二世代をも含めた移民児童が置かれている社会・経済的状況を世代ごとに包括的に概観した研究は少ない (Jensen and Chitose 1994)。移民が受け入れ国へ与える影響を評価するには長期的視点に立つ必要があり、移民の子どもたちが現在、どのような社会的・経済的状況に置かれているか、ということを分析することは今後のアメリカ社会を考察する上でも重要であろう。本研究はその一つの試みとしてアメリカにおける移民児童に焦点を当て、彼らの貧困状況と公的扶助受給状況を把握することを目的とする。分析では、米国ネイティブ児童及び移民世代ごとの比較検討を行う。分析単位は世帯ではなくあくまでも児童に置き、児童の視点から見ての経済状況を把握する。なお、本報告では児童を 0 歳から 17 歳の子どもと定義する。

2. 分析とデータ

分析には、Current Population Survey (CPS)1994 年と 1999 年を用いる。移民児童はサンプル数が少ないとため、本来であれば国勢調査のデータを用いるのが望ましい。しかし、現在のアメリカ国勢調査では、親の出身国を訪ねる質問が削除されてしまっているため、移民第一世代児童は特定できても第二世代の特定には困難をきわめる。その点、CPS では親の出身国をたずねる質問が 1994 年から追加されているため、移民第二世代かどうかの特定が可能である。従って、本報告では 1999 年の CPS データから移民第一世代児童、移民第二世代児童とネイティブ児童をそれぞれ抽出して比較を試みる。移民第一世代児童は、親、子ども本人共に外国生まれの子どもと定義する。移民第二世代の児童は、アメリカ生まれで少なくとも 1 人の親が外国生まれの子どもと定義する。ネイティブ児童は、アメリカ生まれの両親を持つアメリカ生まれの子どもとする。この中にはアメリカ本土以外のア

³ 児童とは 0 歳～17 歳の子どもと定義している。

メリカ領土で出生した児童も含まれる。移民第一世代と移民第二世代の子どもを合わせて、移民児童と称する。アメリカの高等教育機関で勉強中の親を持つ児童は一時的にアメリカ滞在中である可能性が高いため、この分析からは除いた。

分析ではまず移民児童数や世代別人口などの基本的な特徴を概観する。次に子どものいる世帯の経済状況を表す指標として、(1) 貧困率（貧困ライン以下の世帯収入しかない世帯に属する児童の割合）、(2) 公的扶助受給率（公的扶助を受給している世帯に属する児童の割合）、(3) 貧困者の公的扶助受給率の三つを用いる。また、子どものいる世帯の世帯収入源構成を、(1)賃金所得、(2)公的扶助⁴、(3)その他、の三つに分類し世帯収入に占める割合を比較する。

また子どものいる世帯における親の雇用状況を Clogg の提唱した「不完全雇用」の枠組みを用いて把握する (Clogg 1979)。従来用いられてきた失業率では、就業している貧困者（いわゆる “working poor”）等、就業しているにもかかわらず経済的困窮に陥っている状況を把握することができなかった。また失業率という指標では、職を探したものの仕事が見つからず、労働力から退いてしまったケースは分析の対象からはずれてしまうことになる。1990 年代後半の米国は不景気から脱し、貧困率・貧困者数・公的扶助受給者数の全てにおいて減少が見られた時期であった。しかし同時に “working poor” が増加したという指摘もある（後藤、阿部 2001）。不完全雇用の指標を用いることにより、今まで見落とされがちであった “working poor” や、あきらめて労働力から退いてしまった者等の状況を把握することが可能となる。不完全雇用者は (1) 低所得就業者、(2) 短時間就業者、(3) 半失業者から構成される。低所得就業者はいわゆる “working poor” であり、フルタイムで働いているにもかかわらず低賃金のため所得が低い者を指す。分析では、個人の賃金所得が貧困ライン（個人レベル）の 1.25 倍以下の場合、低所得就業者と定義する。短時間就業者は、フルタイムの仕事が見つからないため、やむをえずパートタイム等の短時間労働⁵をしている者と定義する。半失業者は、職を見つけることをあきらめ就業しておらず、また仕事探しもしていない者と定義する。

⁴ 公的扶助には以下の三つの制度が含まれる。一つ目は、補足的保障所得制度（Supplemental Security Income 以下 SSI）と呼ばれる制度であり、生活に困窮している 65 歳以上の高齢者、盲人、及び障害者に生活扶助を与えるプログラムである。二つ目は、被扶養児童家庭扶助（Aid to Families with Dependent Children 以下 AFDC）であり、これは親の稼得能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭で 16 才未満の被扶養児童を抱える世帯に対する連邦の扶助プログラムである。三つ目は、一般扶助（General Assistance 以下 GA）である。GA は、州とローカル当局が主体の福祉プログラムであり、受給資格のない困窮者や資格はあっても扶助額が小さくて基本的ニーズを満足できない人に与える扶助制度である。GA は被扶養児童家庭扶助や失業保険の資格がない失業者にとって最後の救済手段となるものである。

⁵ 週 35 時間以下の労働時間を指す。

3. 分析結果

3.1 世代別児童と親の人口学的特徴

外国生まれ（第一世代）と米国生まれ（第二世代）を合わせた移民児童人口は、1999年時点で1,400万人と推計される（表1参照）。ネイティブ児童人口は1994年から1999年の5年間の間、5,602万人から5,630万人とわずかに0.5パーセント増加したが、移民児童は同時期に1,188万人から1,400万人へと17パーセント増加した。中でも、移民第二世代の児童人口は964万人から1,172万人へと約22パーセント増加しており、その急成長ぶりがうかがえる。移民児童人口は、全児童人口に占める割合も1994年の17.5パーセントから20パーセントに増加している。現在、児童人口の5人に1人が移民児童という計算になる。

第二世代児童が全児童人口に占める割合は、1994年の14パーセントから1999年の17パーセントに増加した。第二世代児童では1994年、1999年共通して両親2人とも外国生まれという児童の方が多い、第二世代児童の約6割を占めている。児童自身が移民である第一世代は、全児童人口に占める割合からみると1994年の3.3パーセントから1999年の3.1パーセントと若干減少傾向にある。推計人口も1994年の224万人から1999年の217万人と約3パーセントの減少である。第一世代児童のそのほとんどは米国民とはなっていない。両年度とも第一世代児童の約12パーセントのみが米国民であった。

子どもの貧困を規定する大きな要因の一つとして、両親の居住状況があげられる。表2に世代ごとの両親の居住状況を示す。1999年時点でネイティブ児童と移民児童を比較すると、両親同居の割合はネイティブ児童（73.3%）よりも移民児童の方（78.2%）が高い。ネイティブ児童では母子家庭の割合（22.4%）が移民児童（18.7%）に比べて高い。両親同居の割合は、第二世代児童（77.3%）よりも第一世代児童（83.3%）の方がより高い傾向にある。ネイティブ児童における両親同居割合の低さは、マイノリティグループによるところが大きい。両親同居の割合は白人では8割を超えており、マイノリティグループでは、約5割である。単親家庭のほとんどは母子家庭である。両親の世代別居住傾向は1994年でも同じ傾向である。

子どもの親の学歴は、子どもの置かれた経済状況を規定する大きな要因の一つである。表3に親の学歴の分布を示す。1999年時点でネイティブ児童と比較すると移民児童の父親・母親共に高校を卒業していない者の割合が約3割と高い。高校卒、大学中退の割合はネイティブの方が父親・母親共に高いが、大学以上の学歴を有する者の割合は、ネイティブの父親が31パーセント、母親が25パーセント、移民児童の父親が26パーセント、母親が21パーセントと拮抗している。移民の学歴は低学歴の者と高学歴の者とに二極分布する傾向があることがこれまでの研究からもわかっている（Jensen and Chitose 1994）、ここでも同様の傾向が見られる。移民児童の中では両親の1人が外国生まれの者、第一世代児童でも米国民である児童の親は、大学卒以上の割合がネイティブと同等か、ま

たはそれ以上に高い。1994年においても両親の学歴には同様の傾向が見られる。

3.2 世代別児童と親の貧困状況

世代別の貧困と公的扶助受給状況を示したのが表4である。子どもに限らず、一般にアメリカ人ネイティブと移民の経済状況を比較すると、移民の方がネイティブよりも貧しい経済状態に置かれていると言える。例えば、1999年時点でアメリカ人ネイティブの貧困率が11.2パーセントであるのに対し、移民の貧困率は21.3パーセントと約2倍である(Census Bureau 2001)。児童に分析対象を絞っても移民の貧困率が高いことに変わりはなく、1999年時点でネイティブ児童の15.8パーセントに対し、移民児童の貧困率は25.4パーセントである。

しかし、一口にネイティブ児童・移民児童といっても、それぞれ属性の違いにより貧困率には大きな違いが見られる。最も貧困率が高いのはネイティブ児童の中のマイノリティで、35パーセントにも達している。続いて移民第一世代児童(31%)、移民第二世代児童(24%)である。第一世代児童で貧困率が高いのは第一世代児童の大部分を占める米国民以外の貧困率が34パーセントと高いためであろう。同じ第一世代児童でも米国民の場合11パーセントである。第二世代児童では両親2人が共に外国生まれの場合、貧困率は29パーセントと高くなる。より貧困の深刻な貧困ライン50パーセント以下の世帯でも貧困率は移民児童の方が高い(ネイティブ7%、移民10%)。この指標でも第一世代児童(米国民以外)と第二世代児童(両親共に外国生まれ)の貧困率が特に高い。しかしそれより細かい分類で見ると、ネイティブマイノリティ児童が17パーセントと際立って高いことがわかる。

1999年における公的扶助の受給率をネイティブ児童と移民児童とで比較すると、ネイティブ児童が9パーセント、移民児童が12パーセントと移民児童の方が若干高い。しかし同じネイティブ児童でもマイノリティグループの公的扶助受給率は20パーセントを超えている。第二世代児童では両親2人が外国生まれの場合12パーセント、第一世代児童では米国民ではない場合9パーセントと高い。しかし、特に第一世代(米国民以外)の場合貧困率が34パーセントと高いわりには、公的扶助の受給率は低いと言えるだろう。1994年においては第一世代(米国民以外)の公的扶助受給率は18パーセントであり、5年間の間に約半分に減少したことになる。

次に貧困世帯における公的扶助受給率を比較してみると、ネイティブ児童で6パーセント、移民児童で8パーセントである。ネイティブ児童の中でもマイノリティは15パーセントを超えている。第二世代児童(両親2人が外国生まれ)、第一世代児童(米国民以外)は貧困率が29パーセント、34パーセントと高いにもかかわらず貧困世帯においてさえ公的扶助受給率は8.4パーセント、5.5パーセントである。貧困ライン50パーセント以下の世帯における児童の公的扶助受給率も数値自体は移民児童の方が若干高い(ネイティブ

3.3 %、移民 3.8 %)。しかし他の指標同様、彼らの貧困率の高さからすると貧困ライン 50% 以下の児童の公的扶助受給率は低い。1994 年のデータと比較してみると、どの世代でも貧困率、公的扶助受給率共に低下している。先に述べたように、第一世代児童の公的扶助受給率が著しく低下しており (94 年は 18.1%、99 年は 9.3%) 1996 年に行われた福祉改革の影響が子どものいる移民世帯に与えた影響が大きかったことを示唆している。

次に、世帯員一人あたりの平均収入と各収入源の割合を表 5 に示す。1999 年における非貧困世帯の世帯員一人あたりの平均収入は、ネイティブ児童 (\$14651) の方が移民児童世帯 (\$11574) よりも約 \$3000 高い。移民児童世帯では、第二世代児童 (\$11975) の方が第一世代児童 (\$9401) 世帯よりも \$2600 程度高い。これは、移民世帯の世帯員数がネイティブ世帯よりも大きいことにもよるであろう⁶。世帯員一人あたりの平均収入を見ても、第二世代児童世帯で両親 2 人共外国生まれである場合 (\$10190)、第一世代児童で米国民でない場合 (\$8737)、一人あたりの平均収入が低い傾向がある。貧困世帯における世帯員一人あたりの平均収入を見ると、やはりネイティブ児童 (\$2614) の方が移民児童 (\$2434) よりわずかに高い。しかしこの差は、非貧困世帯におけるネイティブと移民児童間の格差ほどではない。貧困世帯においても、世帯員一人あたりの平均収入はネイティブ児童の中ではマイノリティが \$2375 と低く、第一世代児童では米国民以外の平均収入が \$2306 と低い。

世帯収入に占める賃金所得の割合は、非貧困世帯においてはネイティブ児童・移民児童世帯それぞれ約 8 割で違いは見られない。しかし貧困世帯において賃金所得が世帯収入に占める割合は、ネイティブ児童が 57 パーセント、移民児童が 66 パーセント (第一世代が 72%、第二世代が 64 %) と移民児童世帯の方が高くなっている。また移民児童世帯では貧困率とは逆に、両親 2 人共が外国生まれの方が、両親一人のみ外国生まれの世帯よりも賃金所得が世帯収入に占める割合が高い (それぞれ 66 %, 61 %)。また、第一世代児童でも米国民ではない児童の方が米国民である児童よりも賃金所得の割合が高くなっている (それぞれ 73 %, 56 %)。つまり、移民児童世帯では、貧困率が高いグループの方が世帯収入に占める賃金割合が高いという結果となっている。

逆に公的扶助が世帯収入に占める割合は、ネイティブの方が移民児童より高い (それぞれ 23 %, 18 %)。移民児童では第二世代で両親一人が外国生まれだと高く (22 %)、第一世代では米国民以外で高い (12 %)。第一世代の米国民児童の貧困世代で公的扶助が世帯収入に占める割合は極端に低く (6 %)、その代わりその他の収入が世帯収入に占める割合が 38 % と高くなっている。1994 年データでも賃金所得、公的扶助が世帯収入に占める割合の世代間における順番は一貫している。貧困率と世帯収入に占める賃金所得の割合が負の

⁶ 1999 年の CPS によると、平均世帯員数はネイティブ児童で 4.3 人、第二世代で 4.6 人、外国生まれの第一世代で 4.9 人である。